景観影響評価制度(景観アセスメント)について

~よりよい地域景観を目指して~

兵庫県の「景観の形成等に関する条例」(以下、景観条例)に基づき、地域特有の自然環境や都市環境との 調和が特に求められる下記の建築物等については、届出に先立って、景観影響評価手続が必要です。

特定建築物等

※右記①・②について は、兵庫県の風営法施 行条例第2条第4号 に定める第4種地域 内のものは除きます。 ① 旅館・ホテル ; 延べ面積 500 ㎡以上又は客室数が 10 室以上

② ぱちんこ店 : 延べ面積 200 ㎡以上又はぱちんこ台等が 100 台以上

③ 発電用風力設備 ; 高さ 31m超 (建築物等と一体となって設置される場合は、

その高さが20mを超え、建築物等の高さとの合計が31m超)

④ 観覧車: 高さ 31m超 (建築物等と一体となって設置される場合は、

その高さが20mを超え、建築物等の高さとの合計が31m超)

対象行為

特定建築物等の新築、改築、増築又は移転 特定建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え 特定建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更 ※左記に該当する行為であっても、 地域の景観に及ぼす影響が著し く小さいもの(道路等の公共の場 所から展望できない行為、極小規 模の増移築等)は、景観影響評価 手続が不要です(届出は必要)。

手続き

太字が事業者の方 が行うものです。

景観影響評価手続

景観影響評価準備書の提出

準備書の公告・縦覧、住民説明

J

住民意見書の提出

< 意見書の提出有り> < 意見書の提出無し> □ (基準に不適合)(基準に適合)

見解書の提出

景観審議会の審議

 $\hat{\mathbb{T}}$

県審査意見書の作成

 $\frac{1}{\sqrt{1}}$

景観影響評価書の提出

(意見書への対応が不適切・基準に不適合)

Л

景観審議会の審議

Л

県再審査意見書の作成

 Ω

評価書、再審査意見書の公告・縦覧

 $\bigcup_{i=1}^{n}$

特定建築物等の新築等の届出

(基準に不適合)

 \int_{Γ}

指導・助言

(正当な理由無く指導に従わない)

Л

勧告・公表

景観影響評価の概要

周辺景観に関する現況調査

周辺景観に及ぼす影響について予測 (シミュレーション)

評 価

※景観影響評価準備書の内容について、 特定建築主が講ずべき措置がなく、か つ、特定建築物等景観基準に適合して いる場合は、景観影響評価書の提出は 不要です。

(手続違反、虚偽の記載等)

勧告・公表

- 注1)特定建築物等の新築等の届出は、県から再審査意見書(上記※の場合は審査意見書)の通知を受けた後でなければできません。
- 注2) 建築確認申請は、特定建築物等の新築等の届出の後でなければできません。 (建築確認が不要な行為の場合も、届出の後でなければ着工できません。
 - ▶ (届出をしない、虚偽の届出)
 5万円以下の罰金

問合せ先:

兵庫県まちづくり部 都市政策課景観まちづくり班 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL: 078-362-3642

(県庁1号館11階)

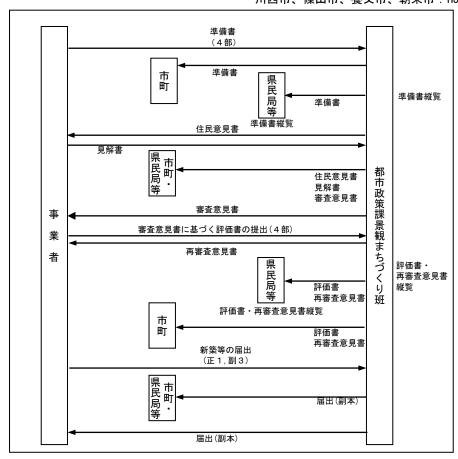
ホームヘ゜ーシ゛アト゛レス :

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ ks20/wd23 000000027.htmll

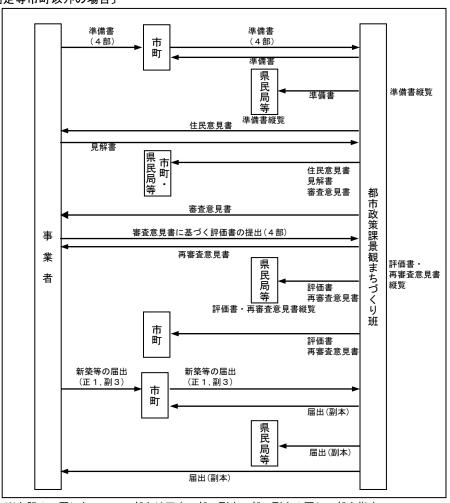
○景観影響評価の手続き

[景観条例制定市町及び景観計画策定市町の場合]

(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、三田市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、川西市、篠山市、養父市、朝来市: H31.4 月時点)



〔上記の条例制定等市町以外の場合〕



※上記の2図において、4部とは正本1部、副本1部、副本の写し2部を指す